

2018年10月18日

関係各位

株式会社サンペックスイスト  
代表取締役社長 宍戸 典之

### 公正取引委員会からの排除措置命令について

当社は、2014年12月に株式会社N T T ドコモ様が行ったドコモショップユニフォームの縫製会社を決定するコンペ 及び2015年6月に同社が行った当該ユニフォームのレンタル運用会社を決定するコンペに関して、2018年10月18日付で公正取引委員会より独占禁止法第7条2項に基づく排除措置命令を受けました。

このような事態となり、お客様、お取引先様をはじめ、関係者の皆様に多大なるご心配とご迷惑をお掛けしていることを深くお詫び申し上げます。

本件は、株式会社N T T ドコモ様において使用される制服受注に関して、当社が、独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとして、違反行為を取りやめていることを確認する等を内容とする取締役会決議を行うこと、かかる措置を株式会社N T T ドコモ様等に通知し、当社の従業員に対して周知徹底すること等を命じられたものです。

従前より従業員のコンプライアンス意識の向上及び独占禁止法の理解促進のため、独占禁止法の重要性周知や同法遵守のためのモニタリング等を実施して参りましたが、今後はこの排除措置命令を厳粛に受け止め、改めて独占禁止法をはじめとする法令遵守に関する社内研修や管理体制の一層の強化に努めて参ります。

以上